施策検討シート 第 10 回 廃棄物処理検討委員会 資料 4

施策 4 環境負荷の少ない安全かつ効率的な収集・運搬

(2) 指導の充実(計画書 P39)⇒ 「適正管理の促進」に変更

A 事業 ① ごみ出しル ールの指導 の徹底	1	B 取り組み内容 ホームページ、広報等による啓発 <概要> ごみ出しルールの指導の徹底のため、広報紙やチラシ、HP等を活用して住民に対するPR や意識啓発を行います。	C H29. 4 方針 継続	D 進捗状況 ●衛生組合だよりや組合 HP、ごみ分別アプリ、収集カレンダー等にごみ出しルールを掲載して意識啓発を行っている。 ●その他、ごみ集積所用看板を用意し、ごみの収集日が分かるように住民に周知している。	E 効果、課題・問題点等 ●様々な媒体を使い周知することで、ごみ出しルールについて広く意識啓発を行うことが出来ている。	F R5. 4 方針 (案) 継続	G 見直し(案) ● A 事業を <u>「①ごみ出しルールの徹底」</u> に 変更 ●継続して実施する。
	2	未分別排出者への直接指導の実施 <概要> ごみ出しルールを守らない地域や住居に対しては、直接指導を行います。アパート等の集合住宅対策として、その所有者(家主)や管理者である不動産業者に対し、居住者への指導を徹底する等の協力を強化します。廃棄物減量等推進員との連携・協力のもと、集合住宅居住者のごみだしルール向上に抜けた PR 活動を展開します。	継続	 対象者へは、主に通知を送付し指導している。集合住宅管理者等、電話連絡先が明らかな場合は、電話連絡も行っている。 令和3年度直接指導実績・通知送付3件 	●概ね改善が図られているが、一部の集合住宅においては、繰り返し指導を行う事例もある。	継続	● A 事業を<u>「①ごみ出しルールの徹底」</u>に変更●継続して実施する。
② 集積所の適 正な管理の 促進	3	廃棄物減量等推進員業務報告により集積 所状況を把握 <概要> 各家庭と清掃行政の接点となる集積所に ついては、美観や衛生等の環境保全のため、住民に対して集積所の管理の指導及 び廃棄物減量等推進員との連携・協力による管理体制の強化を図ります。	継続	 ●推進員には、4か月に1回、衛生組合あてに報告書を提出してもらっている。 ●報告の内容 ・分別区分ごとの集積所の様子(残されたごみの有無や特に悪い集積所の状況) ●廃棄物減量等推進員の人数 ・121名(令和3年度末時点) 	●報告内容を集計し、集積所の状況を把握している。●報告書を確認して、問題があれば解決できる方法を検討する。	継続	●継続して実施する。
	4	資源の持去り対策を強化(GPS調査の実施等) <概要> 集積所からの資源の持ち去りについては、状況を正しく把握するため、地域住民や委託収集業者と被害状況の情報交換を行うとともに、警察との連携・協力により、引き続き対策を強化します。	推進	●組合職員等による見回りの実施 ●組合だよりや組合 HP にて「持去禁止」のチラシを配布 ●収集の看板にも「資源物持ち去り禁止」の表示を掲載	●資源価値が高まると引取価格が高くなるため、資源の持ち去り事案が頻発する。	継続	●タイトルを「資源の持去り対策を強化」 に変更し、継続して実施する。

A 事業	B 取り組み内容		C H29. 4 方針	D 進捗状況	E 効果、課題・問題点等	F R5. 4 方針 (案)	G 見直し(案)
		「ごみを減らしてきれいな街づくり表彰 制度」を継続	継続	●3 部門で表彰 ①きれいな街づくり推進団体部門	応募数が厳しい状況が続いている。	廃止	●町表彰制度の基準に該当した場合に表 彰。
	5	<概要> 日頃から、ごみの減量化やリサイクル 推進の活動に対するモチベーション向 上の一助とするものです。		②減量推進事業所部門 ③特別功労部門 ●R3 年度 ①で東地区自治会が最優秀賞受賞			
	6	「ごみ集積所環境整備補助金制度」を継続 <概要> ごみ集積所を清潔に維持する地域の活動を支援するため、ごみ集積所の清掃活動や維持管理に必要な経費を購入価格(税込)の1/2で集積所1か所あたり3,000円/年を限度に補助するものです。	継続	●隔年で申請が出来る 【補助対象】 ・防鳥ネット等ごみの飛散防止をする用具 ・ほうき、ちりとり等の清掃に使用する用具 ・その他ごみ集積所の維持管理に要する用具 及び用具の設置・修繕に関する費用 【補助実績】 ・R2 63 集積所 (132, 100 円) ・R1 62 集積所 (139, 700 円)	●集積所の環境整備に役立っている。 ●近年ではボックス型のごみ入れが増えており、防鳥ネットよりも、多額の設置費用が掛かるケースもある。	継続	●継続して実施する。
	7	(★)「ごみ集積所」の優良認定制度の創設	推進	●創設していない。	●集積所は転入・転出があることや、集合住宅に関しては居住者よりも管理人やオーナーが管理業務の一環で行うことが一般的であるため、これに対する認定制度は、なじまないと考えられる。	廃止	●認定制度による形ではなく、管理・運営 の向上を図っていく。

★:これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み (H29.4 策定時)